

かつしか 区議会だより

第3回定例会

9月	15日	本会議（一般質問等）
	16日	本会議（一般質問、議案の付託等） 決算審査特別委員会
	17～25日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	28日	議会運営委員会
	29日	本会議（議案の議決）
30日～10月2日		特別委員会（地方分権・行革、危機管理 対策、都市基盤整備）
	5～13日	決算審査特別委員会
	13日	議会運営委員会理事会
	15日	議会運営委員会
	16日	本会議（議案の議決等） 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会

主な内容 2～4面…一般質問 5～7面…決算特集 8面…可決された議案ほか

No.225 平成27年（2015年）11月15日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX 5698-1543



議長選挙

今回の定例会では、8名の議員から区政一般質問が行われたほか、平成27年度一般会計補正予算(第2号)をはじめとする区長提出議案22件、意見書の議員提出議案2件が可決されました。また、定例会最終日に、秋家聡明議長、くぼ洋子副議長の辞職に伴い、議長・副議長選挙が行われ、新議長に安西俊一議員、新副議長に荒井彰一議員が選出されました。



議長
安西俊一

新議長に安西俊一議員、
新副議長に荒井彰一議員を選出

平成26年度決算5件を審査・認定



副議長
荒井彰一

就任のあいさつ

10月16日に開かれました本会議におきまして、私も議長並びに副議長に就任をいたしました。誠に身に余る光栄であると同時に、改めてその職責の重大さを痛感しているところでございます。

さて、区政を取り巻く状況は、子育て支援・教育環境の充実、安全・安心なまちづくり等の重要課題が引き続き山積する一方、社会保障・税番号制度の対応等新たな行政課題も発生しており、区民福祉向上のために区政の果たすべき役割は一層重要度を増しております。

こうした状況の中、私も区議会が本区の意思決定機関としての責任と使命を重く受け止め、全議員が力を合わせて区民の皆様の負託と信頼に応えると同時にさらなる区政進展のため、全力を傾けていく所存でございます。

区民の皆様には、今後ともご支援とご協力をお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

区議会議長 安西俊一
区議会副議長 荒井彰一

新しい委員会構成

(平成27年10月16日現在)

今回の定例会の最終日に、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の各委員の一部が変更されました。新しい委員会構成は、下表のとおりです。(◎委員長 ○副委員長 ◇理事)

常任委員会	総務委員会 (10名)	◎倉 沢 よう次 小 山 たつや	○会 田 浩 貞 出 口 よしゆき	池田 ひさよし 天 野 ゆうや	筒井 たかひさ おりかさ 明実	上 原 ゆみえ 米 山 真 吾
	保健福祉委員会 (9名)	◎く ぼ 洋 子 江 口 ひさみ	○かわごえ 誠一 黒柳 じょうじ	伊藤 よしのり 三小田 准 一	新 村 秀 男 むらまつ 勝康	平田 みつよし
	建設環境委員会 (10名)	◎秋 家 聡 明 牛 山 正	○山 本 ひろみ 中 村 しんご	安 西 俊 一 工 藤 きくじ	梅 沢 五十六 うめだ 信 利	米 川 大二郎 水 摩 雪 絵
	文教委員会 (10名)	◎上 村 やす子 向 江 すみえ	○峯 岸 良 至 中 江 秀 夫	秋 本 とよえ 大 高 拓	小 用 進 中 村 けいこ	荒 井 彰 一 小 林 ひとし
議会運営委員会 (12名)	◎筒井 たかひさ ◇米 山 真 吾 出 口 よしゆき	○上 原 ゆみえ 秋 本 とよえ 三小田 准 一	◇平田 みつよし 伊藤 よしのり	◇中 村 しんご く ぼ 洋 子	◇大 高 拓 黒柳 じょうじ	
特別委員会	地方分権・行革特別委員会 (12名)	◎天 野 ゆうや 牛 山 正 中 村 けいこ	○江 口 ひさみ 向 江 すみえ むらまつ 勝康	秋 本 とよえ 山 本 ひろみ	小 用 進 中 江 秀 夫	峯 岸 良 至 会 田 浩 貞
	危機管理対策特別委員会 (12名)	◎梅 沢 五十六 荒 井 彰 一 かわごえ 誠一	○三小田 准 一 上 原 ゆみえ 水 摩 雪 絵	秋 家 聡 明 く ぼ 洋 子	伊藤 よしのり おりかさ 明実	米 川 大二郎 大 高 拓
	都市基盤整備特別委員会 (12名)	◎出 口 よしゆき 上 村 やす子 うめだ 信 利	○新 村 秀 男 黒柳 じょうじ 小 林 ひとし	倉 沢 よう次 中 村 しんご	筒井 たかひさ 工 藤 きくじ	平田 みつよし 米 山 真 吾

監査委員 池田 ひさよし
監査委員 小 山 たつや

農業委員 米 川 大二郎
農業委員 向 江 すみえ

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。